

宇部市地域自立支援協議会における 専門部会等の設置に関する提案

地域自立支援協議会とは

- 法的位置づけ

障害者総合支援法（協議会の設置）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

地域自立支援協議会の目的と機能①

- 情報機能

困難事例への対応のあり方を情報共有
地域の諸情報を共有する

- 調整機能

地域の関係機関によるネットワーク構築
地域の支援力を高めるための役割分担と調整

- 開発機能

地域診断
地域の社会資源の開発、改善

地域自立支援協議会の目的と機能②

- 教育機能

構成員の資質向上の場として活用

- 権利擁護機能

権利擁護に関する取り組みを展開する

- 評価機能

中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価

サービス等利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価

市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

地域自立支援協議会の各会議の役割①

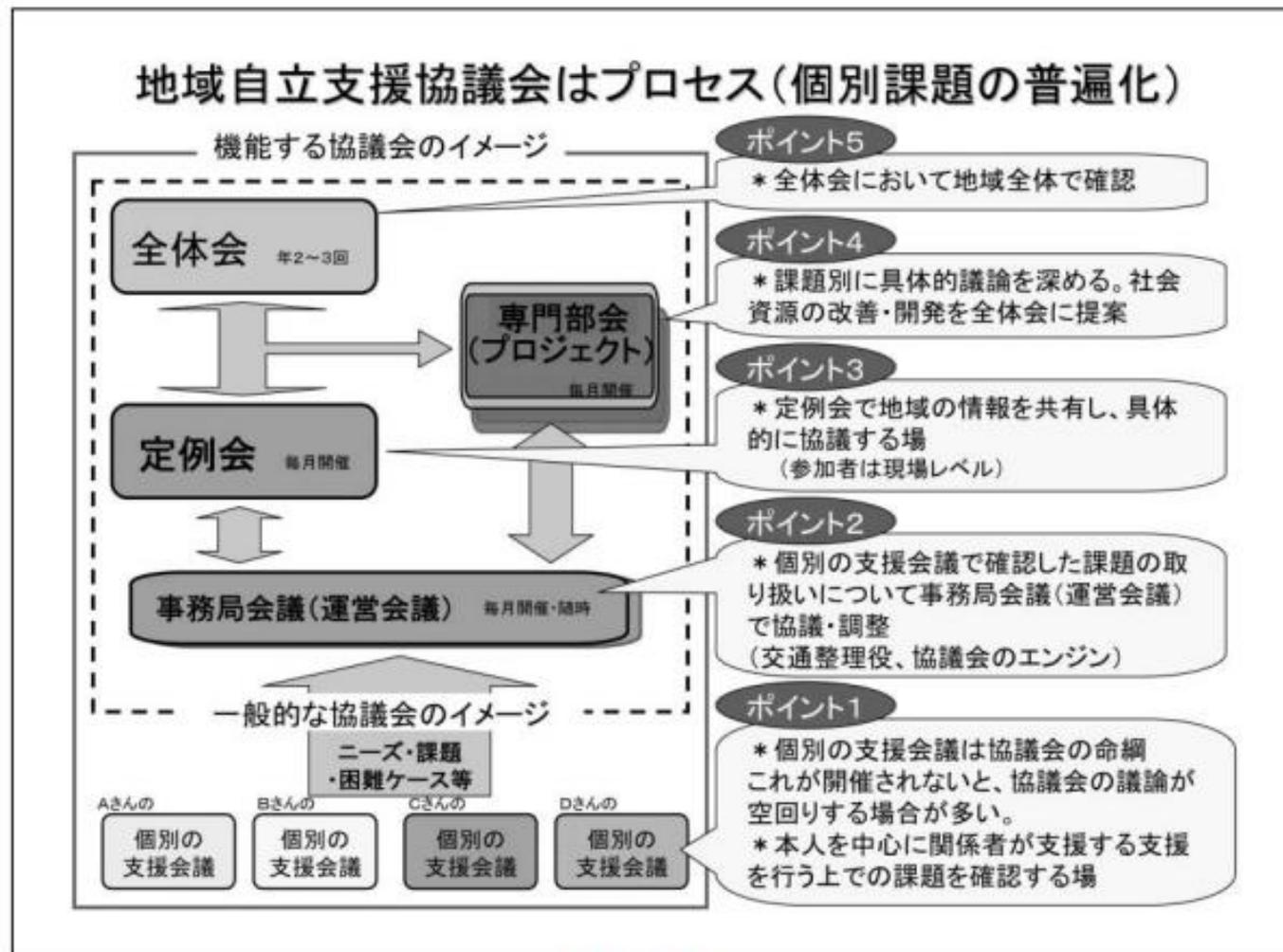


図3-2-6

地域自立支援協議会の各会議の役割②

| 地域自立支援協議会の各会議の概要について | | | | | |
|----------------------|--|---|---|---|---|
| | 個別支援会議 | 事務局会議 (運営会議) | 定例会 | 専門部会 (プロジェクト) | 全体会 |
| 目的(内容) | ・Aさん個人の支援をどうするか協議 | ・協議会全体の方向性や日程等についてコアメンバーで協議 ・定例会等の準備会議 | ・地域の現状・課題等について地域の関係者(実務者レベル中心)が定期的に情報共有・協議 | ・地域の課題ごとに部会を設けて議論を深める | ・地域の現状・課題等について地域の関係者(代表者レベル中心)が情報共有・協議 |
| | (あなたの地域では) ケア会議、個別調整会議、サービス担当者会議 | | | 障害別(ex精神障害者部会) 課題別(ex権利擁護、地域移行、就労、進路 等) 地域別(ex〇〇地域) 職種別(ex相談支援、行政) | |
| メンバー | ・Aさん個人の支援の関係者 | 市町村と地域の中核メンバー | 関係機関の実務レベル | 課題ごとに地域の中核的な者 | 関係機関の代表レベル |
| (例示) | Aさん、Aさんの家族等、相談支援事業者 サービス事業者 民生委員 等 | (事務局) 市町村 相談支援事業者 その他中核メンバー | サービス事業所のサビ管 保健所の保健師 ハローワークの障害担当 特別支援教育コーディネーター 等 | (就労部会だとしたら) 就労移行・継続事業者 事業所、商工会等の代表 ハローワーク 就業・生活支援センター 等 | サービス事業所の長、法人理事 長 保健所の所・課長 ハローワークの障害担当課長 特別支援学校長 等 |
| 開催等 | ・必要に応じて | ・定期的(ex定例会の前週) +必要に応じて | ・定期的(ex毎月) | ・定期的 ・必要に応じて ・集中的に(ex調査もの) | ・年2~3回程度 |
| 備考 | ・市町村・相談支援事業者等が主催 | | | | |

表3-2-1

地域自立支援協議会の各会議の役割③

【各会議の役割】

- 個別支援会議

Aさん個人の支援をどうするか協議。

- 事務局会議（運営会議）

協議会全体の方向性や日程等についてコアメンバーで協議。定例会等の準備会議。

- 定例会

地域の現状・課題について地域の関係者（実務者レベル）が定期的に情報共有・協議。

- 専門部会（プロジェクト）

地域の課題ごとに部会を設けて議論を深める。

- 全体会

地域の現状・課題等について地域の関係者（代表者レベル）が情報共有・協議。

地域自立支援協議会の各会議の役割④

【各会議のポイント】

- 個別支援会議は協議会の命綱

個別のニーズ・課題が地域づくりに繋がることを相談支援専門員は意識する。

- 事務局会議（運営会議）は協議会のエンジンであり羅針盤

整理した地域課題に優先順位を付け部会（プロジェクト等）に繋げる。

- 定例会で地域の情報を共有し具体的に議論

地域課題について地域の関係者が定期的に集まって情報共有する。

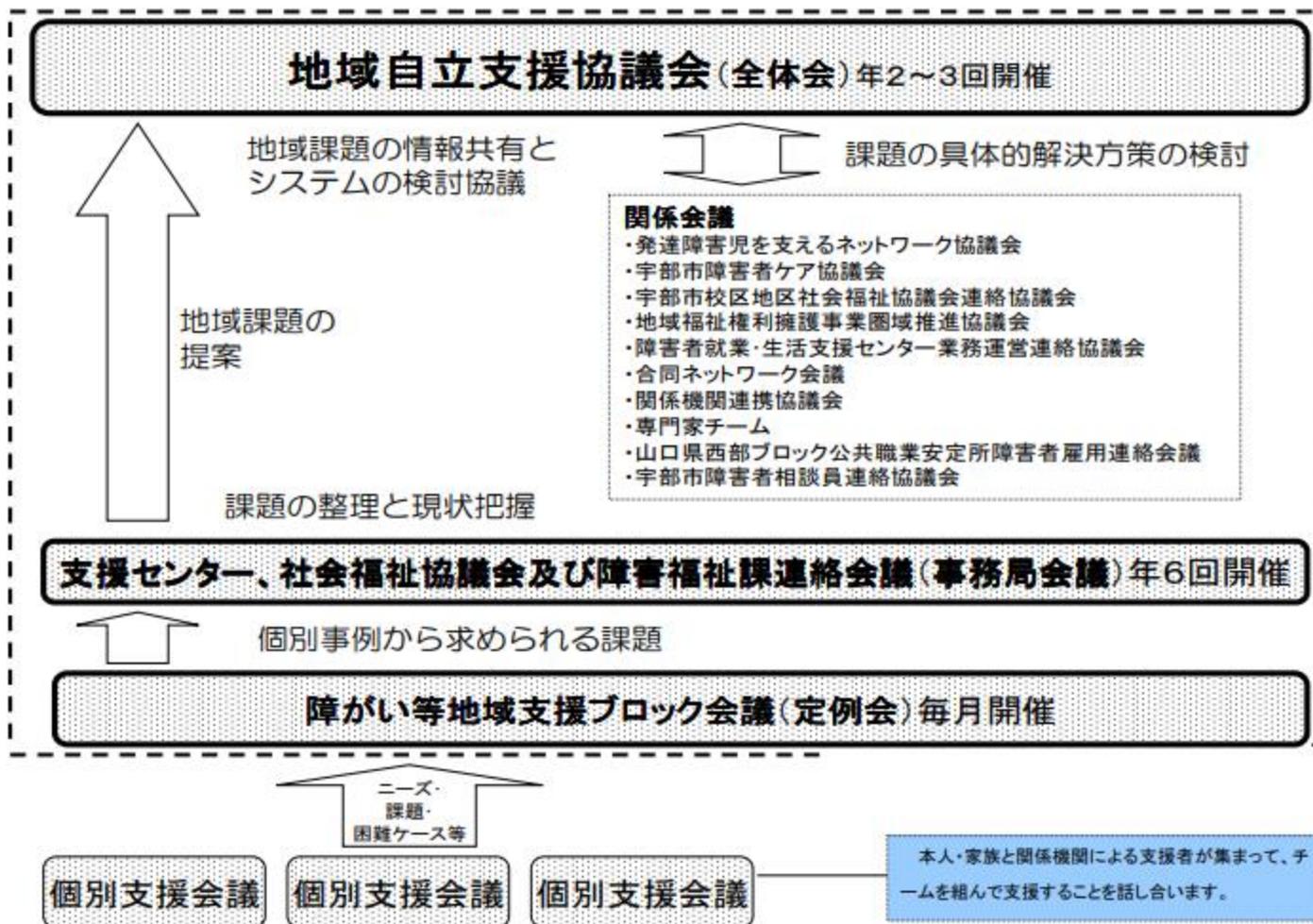
- 専門部会で議論を深め、施策提案等を目指す

課題解決に向けた調査やプロジェクトを組んで社会資源の改善・開発の提案を目指す。

- 全体会で地域課題等を確認し施策提案へ

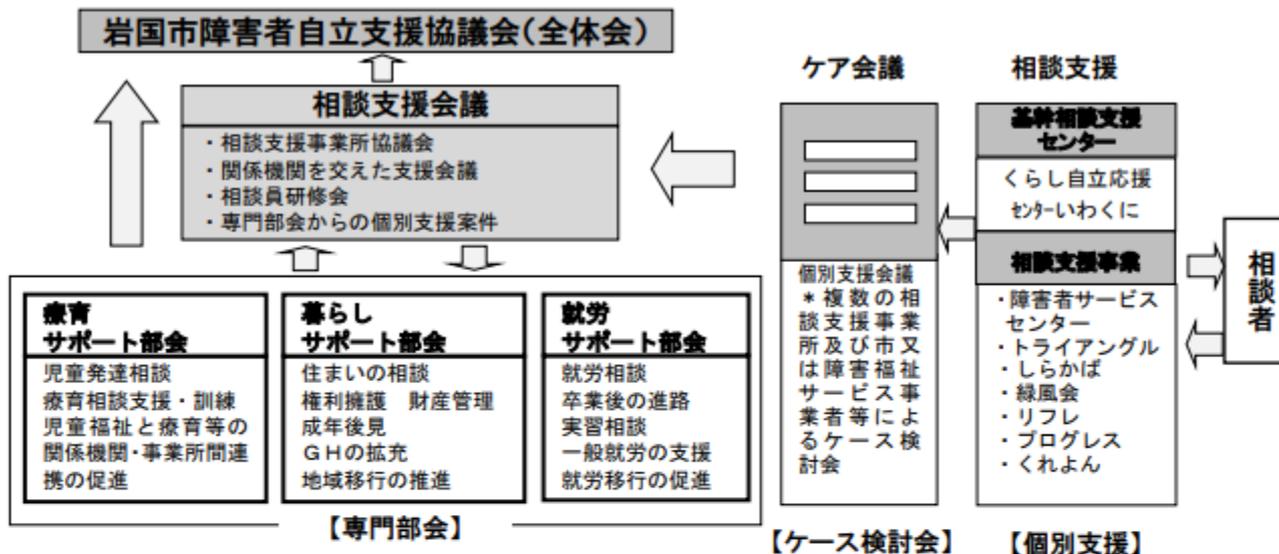
定例会や専門部会で協議された事項や施策提案について協議会全体として意思確認。

宇部市の地域自立支援協議会の体制



県内他市の体制（岩国市の例）

【岩国市障害者自立支援協議会と相談支援事業の位置づけ】



| 岩国市障害者自立支援協議会 6つの機能 | |
|---------------------|--|
| 情報機能 | ・困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信 |
| 調整機能 | ・地域の関係機関によるネットワーク構築 ・困難事例への対応のあり方に対する協議、調整 |
| 開発機能 | ・地域の社会資源の開発、改善 |
| 教育機能 | ・構成員の資質向上の場として活用 |
| 権利擁護機能 | ・権利擁護に関する取り組みの展開 |
| 評価機能 | ・中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 ・サービス等利用計画作成対象者、重度包括支援事業等の評価 ・基幹相談支援センター等機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用 |

県内他市の体制（専門部会設置状況①）

- 下関市（5部会、1会議）

「こども部会」「相談支援部会」「就労部会」「生活介護部会」

「権利擁護部会」「医療的ケア児支援地域連携会議」

- 長門市（4部会）

「相談支援部会」「子ども支援部会」「就労支援部会」「精神保健部会」

- 山口市（5部会）

「相談支援部会」「こども部会」「就労支援部会」「施設支援部会」

「居宅支援部会」

- 防府市（4部会）

「研修部会」「就労支援部会」「保護者サークル・団体連絡会」

「子ども発達支援部会」

- 周南市（3部会、1会議）

「地域生活部会」「教育部会」「就労部会」「相談支援会議」

各市町のホームページ、障害福祉計画より確認

※掲載はされていないが専門部会が設置されている市町もあると思われます。

県内他市の体制（専門部会設置状況②）

- 下松市（3部会、1会議）

「地域生活部会」「教育部会」「就労部会」「相談支援会議」

- 光市（4部会）

「地域生活部会」「就労部会」「教育部会」「相談・権利擁護部会」

- 周防大島町（3部会）

「地域移行支援部会」「就労支援部会」「子ども支援部会」

- 岩国市（3部会、1会議）

「療育サポート部会」「暮らしサポート部会」「就労サポート部会」

「相談支援会議」

各市町で設置状況は異なりますが、相談支援や就労関連の部会の設置が多いです。

宇部市地域自立支援協議会への提案

<提案>

- 地域課題解決のための専門部会やワーキングチーム（WT）の設置
- 関係会議への部会・WT機能の委託（会議体をむやみに増やさない）
- 関係会議で補うことができない分野（事業種類）について専門部会を設置
- 令和5年度からの活動開始に向けた準備委員会の設置

<期待される効果>

- 専門的な人材の集まりとなるため、地域課題解決に至るまでのスピードがアップする。
- 地域課題解決のため協働することで、分野ごとの事業所や関係機関との連携が深まる。
- 当事者や家族、障害福祉サービス事業所等の職員、関係団体の構成員等が、専門部会を通して地域自立支援協議会に関わることで、自立支援協議会についての理解が深まる。
- 山口県相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修と連動した研修やスキルアップのための体制整備に繋がる。

宇部市地域自立支援協議会への提案

<検討が必要と思われること>

- 部会設置の目的。地域課題の解決、サービス業種ごとの研修やスキルアップなど、目的を明確化する。ただ集まるだけの会議としない。宇部市障害福祉プラン（宇部市障害者福祉計画）や障害福祉計画、障害児福祉計画の内容と専門部会の活動をリンクさせることも重要。
- 設置準備委員について。自立支援協議会の委員からコアメンバーを選出してはどうか。山口県の相談支援アドバイザーの活用も視野に。
- 設置に向けた具体的スケジュールについて。進捗状況等については自立支援協議会で報告を行い、見える化するだけでなく、メール等により定期的に報告をしてはどうか。

<専門部会設置の根拠>

- 宇部市地域自立支援協議会設置要綱

第5条3項

専門分野から各事項の調査検討等を行うため、実務者会議に部会を置くことができる。

部会設置に関する私案①（事業種類別型）

- 就労支援部会（障害者の就労に関すること）
宇部市障害者就労支援ネットワーク会議へ委託
- 当事者部会（障害当事者の活動・社会参加や普及啓発に関すること）
宇部市障害者ケア協議会へ委託
- 相談支援部会（相談支援に関すること）※新設
特定相談支援事業所、委託相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター
- 居住部会（障害者の居住に関すること）※新設
入所支援施設、グループホーム、居住支援法人、等
- 子ども支援部会（障害児やその家族に関すること）※新設
家族会、教育機関、保育機関、児発・放デイ事業所、等

地域課題の中項目や小項目について各部会へ解決策の検討を行う。

部会設置に関する私案②（ワーキングチーム型）

- 障害者の就労に関するWT
宇部市障害者就労支援ネットワーク会議へ委託
- 精神病院からの地域移行に関するWT
合同ネットワークに委託
- 介護保険への移行に関するWT
就労・生活介護事業所、入所施設・グループホーム、相談支援事業所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、等
- 親亡き後の課題に関するWT
家族会、市社会福祉協議会、入所施設・グループホーム、相談支援事業所、福祉なんでも相談員、成年後見センター、教育機関、等
- 医療的ケア児に関するWT
医療機関、家族・家族会、児発・放デイ事業所、相談支援事業所、等

地域課題の全ての項目について各WTで解決策を検討する。